

令和4年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 令和4年6月21日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場
議場において9時58分開会した。

1. 開 議 令和4年6月21日 10時00分

1. 閉 議 令和4年6月21日 11時56分

1. 延 会 令和4年6月21日 11時56分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	長 野 莊 一	2番	堅 田 府 利
3番	溝 口 耕太郎	4番	正 木 秀 男
5番	廣 畑 敏 雄	6番	横 畑 真 治
7番	西 尾 智 朗	8番	水 上 久美子
9番	松 田 剛 治	10番	小 森 一 典
11番	黒 田 武 士	12番	辻 成 紀

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 濱 口 伊佐夫 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤 誠	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	久 保 道 典
総 務 課 長	寺 脇 孝 男	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	中 本 敏 也	住 民 保 健 課 長	泉 芳 明

生活環境課長	榎本	崇広	観光課長	新田	将史
建設課長	玉置	康仁	上下水道課長	清水	寿重
地域防災課長	木村	晋	消防長	濱田	孝
教育委員会					
教育次長	廣畑	康雄	総務課副課長	山口	和哉

1. 議事日程

日程第1	報告第1号	令和3年度白浜町継続費繰越について
日程第2	報告第2号	令和3年度白浜町繰越明許費繰越について
日程第3	報告第3号	令和3年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について
日程第4	議案第47号	新たに生じた土地の確認及び区域編入について
日程第5	議案第48号	工事請負契約の締結について
日程第6	議案第49号	工事請負契約の締結について
日程第7	議案第50号	工事請負契約の締結について
日程第8	議案第51号	工事請負契約の締結について
日程第9	議案第52号	物品購入契約の締結について
日程第10	議案第53号	事業委託に関する協定の締結について
日程第11	議案第54号	白浜町小公園条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第55号	白浜町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第56号	令和4年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定について
日程第14	議案第57号	令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第15	議案第58号	令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第16	議案第59号	令和4年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について
日程第17	議案第60号	令和4年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
追加日程第19	議案第61号	令和4年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定について
日程第18	報告第4号	令和3年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第17、追加日程第19

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和4年第2回定例会第4日目を開会いたします。

報告事項がございます。定例会第3日目の日程第2 選挙第7号議案の選挙で当選されました白浜町選挙管理委員会委員及び同補充員の方々から当選の承諾をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

次に、日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日延会後に、議員懇談会、総務文教厚生常任委員会、観光建設農林常任委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 報告第1号 令和3年度白浜町継続費繰越について

○議 長

日程第1 報告第1号 令和3年度白浜町継続費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第1号は、以上で終わります。

(2) 日程第2 報告第2号 令和3年度白浜町繰越明許費繰越について

○議 長

日程第2 報告第2号 令和3年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

報告第2号は、以上で終わります。

(3) 日程第3 報告第3号 令和3年度白浜町水道事業特別会計予算繰越について

○議 長

日程第3 報告第3号 令和3年度白浜町水道事業特別会計予算繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

1点ちょっと教えていただきたいと思います。

一番最初の上ですが、建設改良費で3億8,300万円の事業費で終わったのが7,800万円ですか。この説明の欄に施工業者の技術者不足が一つの原因であったと書かれておるんですけども、これは入札前に、施工業者いうんですか、施工業者の数とかそこら辺の規定みたいなのは引っかかってなかったんですか。

入札をこの業者さんが落とされて、いや実は今ちょっと施工業者というんか、技術者の人数が不足しているということで、今年度中には全てようせんというようになったんか、そこら辺ちょっと説明してもらえるんか。

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外(上下水道課長)

入札前には、この業者の選定について複数の技術者がいるところを選定しておったんですけども、うちの取った仕事についても主任技術者で金額によって登録しなければならないというのがあります。その複数の業者でも登録されていくとだんだん少なくなってくるので、その辺りで最終なくなってきたというのが現状です。

入札前には、一応技術者数は確認はしておるんですが、発注するごとに少なくなってくるので業者がなくなってきたというのが原因でございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

発注するごとに業者がなくなってくる、技術者が足らんけどこの業者さんしか残らなんだということなんか。

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外（上下水道課長）

そのとおりでございます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

それはそういうふうな状況だったら、普通、入札は停止するんちゃうんか。

あくまでも、この業者さんが落としても技術者が不足したあるから普通はスムーズに施工
することできへんというような、そういったことが予測されるん違うんか。そこら辺の仕組
みが詳しく分からんねけども、普通だったら停止するんちゃうんかなと思うんですけども。

どうなんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外（上下水道課長）

入札のお知らせしたときに、業者さんによって辞退届が出てくるんですが、全て辞退され
て1社になったときとか、そういうときは入札は不調になって取りやめになります。

辞退がなくて、そのまま2社以上来られたときには入札を執行することになります。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

ちょっと説明聞いても分からんねけども、あくまでも当初からこの施工落として、今結果、
落とされた業者さんが技術者が不足しておるといようなことが、もし判明したあつたらよ、
入札執行されても普通そのとおり施工が町の計画どおりに進まんというのは明らかに考えれ
るのに、入札するというのは、私からしたら理解できへんねけども、これは何も白浜町の入
札規定にも引っかかるといおうか抵触することはなかったんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外（上下水道課長）

入札の規定に抵触することはありません。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

最後ですけども、これによって繰越しをして本来の竣工日はどれくらいの遅れの形でこの
事業が完結するんな。それだけちょっと教えてください。

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外（上下水道課長）

あと2件ほど入札、執行する部分があるんですが、一応12月末で完成の予定になってい
ます。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

当初は、ここまでの竣工不足で、ほいてできんかったから繰越になったわけやろ。ほんで、今年の12月が竣工予定日なんやろ。当初は、去年度のいつだったん。

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外（上下水道課長）

当初は3月末で完成の予定でありました。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第3号は、以上で終わります。

（4）日程第4 議案第47号 新たに生じた土地の確認及び区域編入について

○議 長

日程第4 議案第47号 新たに生じた土地の確認及び区域編入についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第47号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

（5）日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第5 議案第48号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

木造の橋というふうなことで、昭和58年に建て替えたよっていうんかな、いうふうなこととありますが、今度は木造ではなしにコンクリート製にするということとありますが、地元からの、例えば木造のまま残して新たに架け替えてほしいよというふうなそういった話はなかったのでしょうか。

そのことについてお尋ねします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

ただいま廣畑議員より、木橋、再度、現状のような木の橋でというようなご意見ですけども、以前にはそういったお声も確かにあったんですが、やはり今の木橋、木橋にすることによって、川の真ん中へ橋脚建てたりとか、水を阻害するような部分もございますし、そして、地元の方からも木橋じゃなくて永久橋でというお話もございましたので、永久橋のほうにさしていただいています。そして、木の橋ていうところにおいては、高度計算とかが今の耐震とかいろいろという中でもやりにくいというのがあって、木橋から永久橋に替えました。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

ここの橋ではないわけなんですけど、以前木造の橋がどこともそうやと思うんですけども、強いし、今課長言われたようなこともあると思うんですけども、そうした木造で残していくという橋、例えば木造で架け替えた場合にどのぐらいの金額に、施工費用にですね、大体でいいんですが分かれば教えていただきたいなと思うんですけど。やはり景観的にもですね、木造の橋というのは「白浜町蛍保護条例」もありますしね、高瀬川流域の景観的にはええんかなと個人的な思いもあるんですけど、どうでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

大変申し訳ございません。

当初から永久橋というところで設計してございます。木橋との金額の差額とかについては、比較できておりません。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第48号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第6 議案第49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

12番 辻君

○12 番

小房橋の修繕工事ということで、内容的に少し説明をお願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外(建設課長)

小房橋の内容というところですね、議案書の15ページの2ページ目をお願いいたします。小房橋の修繕工一般図というところで説明させていただきます。

現在架かっている小房橋につきましては、この構造というのがケーブルによってのつり橋の構造になっています。それがですね、先般行いました橋梁の点検によってケーブル等々老朽化もあるんですが、やはり小房橋については昭和35年に設置されたものでございますので、橋の年齢でいいますと約62年たっておってそのケーブルが腐食しているということで、耐え得ることができないという判断になってきますので、修繕を行うものであります。橋長といたしましては119.7メートル、そして、幅員が1.5メートルの通常500キログラム荷重というところで車両とかは通れないんですが、人ですとか二輪車とかぐらいまでのつり橋となっております。

そのケーブルのやり替えとかワイヤー引っ張っている主索、それを支えている部分の主索というようなところを全てやり替えるようになります。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

小房橋なんですけど、住民の方ほどんどいらっしやらないような状態なんですけど、今、橋を補修することによって何年ぐらいの、まあいうたらもつていうか、そういうふうなことをちょっと聞かせていただきたいのと、あと小房橋に行くまでに鋭角になっててちょっと工事車両が入っていきにくいという面もあるんですけど、その辺もちょっと教えていただけたらと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

まずご質問いただいております、今小房橋を修繕することによってどれぐらいの耐用年数かということですが、先ほど言ったところで昭和35年に架け替えて今62年たっておる、そこまでということまで至るかどうかは別として、一応こちらとしては今回修繕することによって新設ケーブルになるので、約50年以上は耐用年数的にケーブルはあるのではないかと。ただ、今回修繕しない部分もございまして、そういったところは今後の点検によって、その部分だけの修繕は出てくる可能性がございまして。

そして、そこへ行くところの鋭角ていうところなんです。小房の対岸のほうには、今民家とかあるんですけども、たまにお墓参りとかですね、帰省される方がいらっしやるんですけど、お住まいになられていないということもあるんです。材料搬入ていうところについて、その鋭角のところ、非常に狭いていうところになるんですけども、この材料の搬入につきましては、市鹿野の町有地の広場へ100キログラム以上のものであったらそこへ一回搬入して、そこからヘリコプターで対岸の空き地へ運びます。そこからワイヤー張ったり、こっちのほうへ持ってくるようなこととなります。そして、100キログラム以下のような人力で持てるようなものについては、上の県道付近から降ろしていくような形になります。

○議 長

6番 横畑君

○6 番

工事的な費用的には、それで含まれている内容なんですかね。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

全て含まれております。

○議 長

10番 小森君

○10 番

今回小房橋の修繕工事ありますけども、今後これを契機としてあと3か所予定されていると思います。

指名競争入札による契約なんで、15社ほど今回入札されてますけども、1つお伺いしたいのは橋梁という専門な修繕工事になりますので、本当に指名競争入札に関わった業者がですね、橋梁工事とか修繕工事が本当にきちっとできるのかどうかということと、今回これだけの金額がありますので、恐らく国県かなんかの補助金を通してですね、これだけの大規模

工事するんですけど、先ほど横畑議員がおっしゃったようにやはり前回からみて62年経過して時期的に部分部分修繕もあったと思うんですけども、やはりこういうインフラ整備ていいますか、公共等の施設管理っていうのは、今回通してできるだけ長く維持管理できることが、今後の住民へのそういう公的なサービスにもつながると思いますので、そういうところも含めて先ほど言った何点かをお答えいただければと思います。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

議員おっしゃいますように、橋梁というところで大半がメーカーさんていいますか、橋梁専門の方のご協力をいただくような形にはなろうかと思えます。ただ、この土木仕事もご置いますし、当然下請制度もご置いますし、そういったところの業者を選定して入札を行ったところでご置います。

そして、金額が多額であるというところで、確かに道路メンテナンス補助金、国庫補助金を用いて行っております。これは、長寿命化対策の1つでございますので、この橋に限らず、今提案させていただいているようなものを予算にものせていただいているようなところの橋梁についても、全て国庫補助金で対応しているところでご置います。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第49号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

（7）日程第7 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第7 議案第50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

9番 松田君

○9 番

解体されるということなんですけど、跡地利用とかそういうの計画ございましたら、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今跡地利用のご質問をいただきました。当該土地につきましては、学校用地ではなくなるということで教育委員会としましては、財産処分の手続きをしているところなんですけれども、今のところ跡地にはですね、消防団の屯所を新築するというふうに伺ってございます。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第50号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

（8）日程第8 議案第51号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第8 議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第51号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第52号 物品購入契約の締結について

○議 長

日程第9 議案第52号 物品購入契約の締結についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。
討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第52号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第53号 事業委託に関する協定の締結について

○議 長

日程第10 議案第53号 事業委託に関する協定の締結についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

耐震が何年か前から行われて、ドアとかいろんなところ見学に行かせてもらいました。それから、第2期工事というふうなことなんですが、この第2期工事で終わることなん

でしょうか。まだ幾つか、あと第3期工事とかそういうふうに発展をしていくということになっていくんでしょうか。その辺どうでしょうか、

○議 長

番外 上下水道課長 清水君

○番 外（上下水道課長）

第1期工事終わりました、第2期工事に入っています。今までやっています地震対策と第1期工事は津波対策もあったんですが、今回の部分は地震対策のみで建物の地震対策については今回の第2期工事ですべて終わりになります。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第53号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

（11）日程第11 議案第54号 白浜町小公園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第11 議案第54号 白浜町小公園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

3番 溝口君

○3 番

1点、教えていただきたいと思えます。

こちらの小公園を設置をして付近の住民の方、そういった方々の憩いの場になると、これについては結構かと思えます。今小公園を条例で改正して、すぐまたあとおっつけ次の議会ぐらいにまた事業提案の提出とかそんな形に、進め具合はどんな形になつとるんですか。

○議 長
番外 日置川事務所長 久保君

○番 外（日置川事務所長）
すみません、ちょっと聞き取りできなかつたんですけど…。
次の議会について、何をて言われたんでしょうか。

○議 長
3番 溝口君

○3 番
今回条例を作って、事業化っていうてすぐさま本年また追加、次の9月議会ぐらいに提出、提案されるんか、それとも来年度にするんか、そこら辺の今後の予定です。

○議 長
番外 日置川事務所長 久保君

○番 外（日置川事務所長）
これでもう終わりで、次のほうは改正なしでいきます。
予算は、この公園のみで終わりです。

○議 長
3番 溝口君

○3 番
この絵を見てたら、ここから手を加えて公園らしい何か整備をするんかなと思うんです。
これで終わりなんですか。

○議 長
番外 日置川事務所長 久保君

○番 外（日置川事務所長）
一応これで完成となっております。

○議 長
暫時休憩します。

(休憩 10 時 29 分 再開 10 時 30 分)

○議 長
再開します。

○議 長
番外 日置川事務所長 久保君

○番 外（日置川事務所長）
国道の側に足つぼの石を置いて歩いて健康になるような施設を造っております。それからベンチ4基を設置しております。

今後、今のところ予定はないんですけども、もし遊具とか置くとかなれば、まだちょっとそういう置けるスペースはありますので、今後またそういうことがあれば、整備もそういうのも含めてやる方向になるかも分かりませんが、今のところ予定はこれで終わりです。

○議 長
ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第54号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第55号 白浜町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第55号 白浜町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による町税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第56号 令和4年度白浜町一般会計補正予算(第3号)議定に

ついて

○議 長

日程第13 議案第56号 令和4年度白浜町一般会計補正予算（第3号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

27ページ、目の款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の説明が新規就農者経営発展支援事業補助金というふうなことで、これは後述にある資料、37-4が添付されております。この予算の中で何人ぐらい見込んでおるのか、あるいはそうしたことが実際に就農されるような方が何人かおられて、こういう予算を上げておられるんか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この予算につきましては、5月末現在で7名の方が希望されてございます。これ2つの事業がありまして経営発展支援事業、それから経営開始資金交付事業いずれも希望者7名でございます。あとそれに加えて、過去3年間の世代的な平均を見ますとあと2名ぐらいはでてくるん違うかなというふうなことで、実質9名の方の予算を計上してございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

ちょっとあとの後半、もうちょっと、すみません。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

過去の実績、この辺りを見ますとあと2名ぐらい、現在希望者が7名、それからあと2人ぐらい今年度中に来るんかなというふうな格好で9名の方の予算を計上している、このような状況です。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

なかなか支援をしていくというふうなことで、ええ事業やなというふうに思います。ただこの中の49歳の上限ちゅうんか、設定があるんですけども、この辺は例えば、今後緩和をしていくというか、この辺やはり仕事の加減で外へ出たあつた人が帰ってくる、若いときに帰ってきたら該当するんですけども、やはり50歳になって、この間農協の雑誌を見ていたら消防職員を退職されて、すさみ町の人ですけども農業されておるといふふうな方が紹介されておりましたけれども、50歳過ぎて例えばというふうなことがあつたら、なかなか

かここに該当せんように思うんですが、この49歳、一定の歳を定めなあかんのはそうなんですけれども、そうした緩和をしていくというふうな考えはないですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この制度につきましては、参考資料にもありますように農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業の実現、これには次世代を担う農業者の育成確保をしなければならないと、この前提の中で、国のほうの制度で49歳というような部分で線が引かれてございます。これを町独自で、例えば55歳に引き上げるかどうかというのは財源の問題もございまして、なかなか制度的にもいろんな申請書類、こういった部分も全て国のほうに準じてということになってまいりますから、なかなか難しいかなというふうに思っております。

実際これをやっていくには、やはり何年後か、5年たった後に一定規模の所得が当然なければならないということになってまいりますから、なかなか実際問題としまして50歳まわってきた方に、ちょっと失礼かも分かりませんが、なかなかその水準を達して今後ずっと農業を続けていくというのは難しいというふうなこともありますので、恐らくそういったことから49歳というふうなことで国のほうの制度は、ラインが引かれているかなというふうに思っております。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

今の説明で分かりましたけれども、ただ50歳過ぎて、この制度についてはええと思うんですけれども、やっぱり50歳過ぎてから就農する方もおられますんでね、また別な角度からそういった就農について考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議 長

12番 辻君

○12 番

19ページの18負担金、補助及び交付金で678万2,000円の今回減額ということで、そこら辺と内容の説明をお願いいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま辻議員から個人番号カード交付事業費交付金の減額についてご質問をいただきました。マイナンバーカードの発行につきましては、各自治体の業務として位置づけをされておったところでございますが、昨年、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとなったために、当初予算で、町が地方公共団体情報システム機構にマイナンバーカードの発行を委託して支払う交付金につきまして、予算を計上しておったところでございますが、その支払いが不用となったため今回678万2,000円を減額するものでございます。

○議 長
12番 辻君

○12番
このマイナンバーカードの交付率というんですか、それと枚数についてはいかがですか。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君

○番外 (住民保健課長)
マイナンバーカードの交付枚数、交付率につきましては6月1日現在で白浜町では交付枚数は7,416枚、交付率につきましては35.5%という数値でございます。

○議 長
12番 辻君

○12番
今後の状況というんですか、今後の予定についていかがでしょうか。

○議 長
番外 住民保健課長 泉君

○番外 (住民保健課長)
今後の予定ということでご質問いただきました。予算書の19ページにございます、先ほどの交付金の減額の上にあります事業で個人番号カード交付事業ということで、今回445万円補正を組ませてもらっております。この事業につきましては、マイナンバーカード、それからマイナポイントの交付事業にかかる申請の支援というところで、住民の皆様への啓発、それから派遣の職員の人件費等々予算を計上させていただいておりますので、先ほど申請率が35.5%ということであったんですけれども、こういう事業を展開しまして交付率を上げていきたいと考えております。

○議 長
10番 小森君

○10番
補正予算書の35ページ、36ページになります。款10教育費、項5社会教育費、目8青少年センター費の、まず35ページのところで青少年育成委員報酬60万円が減額されていきますけれども、36ページに至っては、節7の報償費で青少年育成委員謝礼60万円に変更になっております。移動してると思うんですけれどもこのことについて説明いただけますか。

○議 長
番外 教育次長 廣畑君

○番外 (教育次長)
今ご質問いただきました。報酬に一旦当初で上げさせてもらってたんですけれども、附属機関に該当しない委員会等の取扱いという方針によりまして、報償費で対応するという事になったため、報償費に組替えをしたものでございます。それにあたりまして、教育費で非常勤公務災害の対象外となりましたので、傷害保険料として役務費で上げさせてもらってございます。

○議 長
10番 小森君

○10 番

具体的にそのような手続きをした内容といたしますか、根拠でどういことでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

町におきまして、こういった委員会であるとかを全て附属機関として条例で定めているもので、ここへ青少年育成委員というのは該当しないというところから、報酬で支払いから報償費の支払いに替えさせていただきました。

○議 長

10番 小森君

○10 番

ちょっと私確認したかったのは、この青少年育成委員というのは、主にどういう働きをされてる人でしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

青少年センターの中に事務局があるんですけども、青少年センターより委嘱をして青少年の健全育成のための町において、割と夜のですね、そういったパトロールに回ったりであるとか、大きなイベント、花火大会等のイベントがありましたらパトロールに回ったりであるとか、夏の子供の運動であるとか、そういったものに携わっていただいている委員さんでございます。

○議 長

10番 小森君

○10 番

ありがとうございます。じゃあもう1つだけ、予算書の33ページ款10教育費、目1学校管理費、給食材料費が26万円ここで計上されていまして、その次のですね、36ページのところにも目3白浜給食センター費、給食材料費、またその下にも日置川給食センター費、給食材料費、36万円、15万円て続けてあります。これは恐らく、先般の一般質問でもありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、現在の物価高騰等で保護者の給食費の負担を軽減すると、恐らく4月20日ぐらいの文部科学省の通達が全国の自治体にいつていると思うんですけども、それに対応した今回の補正予算でしょうか。お願いします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

こちらにつきましては、先ほど参考資料の37-2にございます新型コロナウイルス感染症対策にかかる各事業ということで、新型コロナウイルスの感染症等ですね、濃厚接触者であるとか陽性になった、そういった方が出席停止となった場合には急にキャンセルが間に合わないの、給食に欠食が生じます。そういったことから材料費等について町費による負担としたいというところから、概算で町が負担する部分について予算を上げさせてもらってお

ります。

○議 長

10番 小森君

○10 番

てことは、保護者の給食費の負担軽減のために組んだわけじゃなくて、そのコロナ感染によって学校を休まれたその分の費用負担というか、その材料費等を町が補填する形で組んだてことですか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

はい、そのとおりでございます。議員、先ほどおっしゃられました値上げ分の負担につきましては、今議会中に後ほど追加ということで予算を上げさせてもらおうと思っております。

○議 長

10番 小森君

○10 番

それを伺って安心しました。ありがとうございました。

○議 長

8番 水上君

○8 番

伺います。24ページです。款4衛生費、項1保健衛生費の目2予防費です。その中の節12委託料、子宮頸がんの予防接種委託料なんですけど、このことについてお尋ねしたいと思います。

現在、この安全性が認められて積極的勧奨が再開されることになったということですが、白浜町でこれまでに接種された方の何か症例で報告されているようなことはありませんか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま水上議員から子宮頸がんワクチン接種でこれまでに健康被害というんですか、そういうのあったかというところ、ちょっと私、その辺りの情報今手元にないんで、私知る限りでは今まで特にそういうのはなかったとは認識しております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

全国では大変症例として、体が動かなくなったとか大変重い症例がでて報告されているんですが、今回また積極的勧奨ということで町もその方向に進むということなんですけど、それともう1つキャッチアップの接種対象者なんですけれども、619人もいらっしゃる。これが年齢的には町外へ出ている方もいらっしゃいますし、通知をしていただけということなんですけど、この接種については町内の医療機関でしか受診できないんでしょうか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいまご質問を受けました。町外に出ている方につきましては、住民票が白浜町にある場合は、その方に通知というか案内を送らせてもらうんですけども、転出というんですか、別の住所地の学校へ行かれたり、就職等で住民票を移された方につきましては、その自治体で新たに対象年齢ということで通知、お知らせがいくと思います。

医療機関につきましては、そのときのお知らせ文にですね、どういう医療機関で接種ができるかというところのお知らせも同封させてもらうということになりますので、今ちょっと細かい、すみません、医療機関どここってというのはちょっと手元にないんで申し訳ないんですけども、お知らせはそういう形になるかと考えております。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この接種年齢を過ぎて、これまでに自費で接種された方というのも人数的には町は分かっていると思うんですね。医療機関でワクチン、白浜町内で受けた方であれば。こういう方も把握されているのかということとか、費用的なこともこれを見込んだ中での補正予算やと思うんですが、その辺はどうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

水上議員から今ご質問いただきました。既に接種を受けられました方につきましては、今回キャッチアップ対象者というところで、17歳～25歳、この方々が対象となります。この方々で自費で接種された方の助成につきましては、先ほどの予算書24ページの委託料の下にあります予防接種費用助成金というところの予算でその方々に対して助成をするというところでございます。

対象人数につきましては、町としましては、キャッチアップ対象者は619人というところで参考資料にも書いておるんですけども、この助成金につきましては、およそ2%程度、12名ぐらいということになるかというところで予算のほうを組ませてもらっております。以上です。

○議 長

8番 水上君

○8 番

この積極的勧奨ということであっても、やはり対象年齢の若い方たちは自分で、まあいうたら接種希望者というのかな、その意志表示はもちろんできるんですよ。それを確認した上での事業だと思うんですけども、その辺も教えてください。今後、どうされるのか。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

この子宮頸がんワクチンにつきましては、やはり本人の同意、また保護者の同意ということになりますので、決して強制的なものではございません。やはり健康被害等を心配される方もございますので、いろいろ情報を知っていただきながら希望される方は打っていただく

というような形で、町としてはそういう情報を発信しながら努めてまいりたいと考えております。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

予算書の後ろのほうの参考資料37-1。地域活性化起業人制度による企業人材派遣受入についてのことなんですけれども、今回、先日からでてましたデジタル化に向けた人材の採用であるのかなというふうに思います。今回、この制度についていえば、この制度は6か月から3年以内で募集できる、利用活用できることなんですけれども、2の3番のほうでは、派遣期間、来月7月から今年度いっぱい、令和4年度いっぱいの来年3月までということですが、それ以降も継続される予定はありますか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま堅田議員からご質問いただいたように、白浜町におきましては、情報政策の分野が非常に今のところ遅れているところもございまして、議員おっしゃるように自治体のDXの取組を進めるにあたりましては、この起業人制度を活用いたしまして専門的な人材を派遣していただくという形で進めてございます。

また、派遣期間につきましては、一旦、予算の関係で3月末で切っておりますが、この後また相手方と協議をしながら継続するかどうか、最長おっしゃるように3年ございますので、そこまでいくのかも併せて検討していきたいと考えてございます。

○議 長
2番 堅田君

○2 番

できる限り活用できる部分は活用していけばいいなあというのは、今から話、お伺いするところなんですけれども、今回3番の事業費のところでは520万円のうち特別交付税予定額、特別交付税措置470万円、実質50万円の白浜町の金銭的な負担ということなんですけれども、それ以外については、派遣に対する負担金420万円、これも特別交付税でマックス560万円、年間限度で最大限度で使えるうちの今回の今年度は9か月ということで、月割計算なのかなとは思いますが、次の企画事業に関する負担金、これの100万円については実質半分しかでないということで、その半分について50万円の520万円に対して470万円の50万円というところでよろしいですか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

ただいま堅田議員のおっしゃったとおりでございます。3の事業費の中の1番、受入れに対する負担金、こちらはほとんど人件費のほう、これがおっしゃられるように上限が560万円ですそのうちの12分の9ということで、9か月分の金額になっております。

また、その下の事業に関する負担金につきましては、調査研究等で出張したりとかそういった部分に対する費用負担でございまして、特別交付税措置が2分の1ということになって

ございます。

以上です。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

最後に、今回来月7月からあと1週間、2週間ぐらいで、派遣が始まるていうように読み取れるんですけども、派遣元企業ていうのがNECソリューションイノベータ株式会社ということで、白浜町のほうで既に2016年からITビジネスオフィスに入所されている企業さんていうことで、今回、恐らく具体的な人材、ある程度年齢だとか分かっているのかなというふうに思うんですけども、白浜DXを考えたときに白浜町のことを分かってる方がふさわしいと思うんですけども、もし、具体的に公表できる、説明できるようであったら、どのぐらいの方で、その方は白浜町のITビジネスオフィスに入所されて、例えば、白浜町に何年住まれている方なんか、ちょっとその辺の具体的なことが公開できるようでしたら、ちょっとお話できませんか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

今回の人材派遣につきましては、平成30年に締結をいたしました白浜町包括連携協定に基づきまして、今回の地域活性化起業者制度を利用して、おっしゃるようにNECソリューションイノベータ株式会社様から人材を派遣していただくことになっております。派遣社員の内容につきましては、この後今回この予算の議決をいただきますと、今の予定で6月の28日に調印式を予定してございます。

年齢等につきましては、後ほどまた答弁させていただきます。

○議 長

2番 堅田君

○2 番

今先ほど聞いたその方自体は、白浜町に住まれている方なのか、白浜町のことよくご存知の方なのか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

特に白浜町に住んでいるというわけではございませんが、人材につきましては、NECソリューションイノベータ株式会社のほうとも十分協議をさせていただいて、白浜町に尽力していただける方ということで推薦をいただいております。

これから白浜町のことを覚えていくような形にはなるかと思うんですけども、大変優秀な人材というふうに聞いておりますので、その辺りは心配してございません。

以上です。

○議 長

11番 黒田君

○11 番

33ページの款10教育費の中にあります会計年度任用職報酬（2人）のところについて質問します。

この報酬の内訳やこの職員さんの業務について質問いたします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

こちらにつきましては、中学校にクラブ活動の指導ということで派遣する会計年度任用職員でございます。

専門的な活動、指導していく上で経験が重要であるということから武道の柔道部、剣道部の経験を持っている方を外部指導員として派遣、外部指導員の会計年度任用職員でございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

先ほどデジタルの参考資料37-1の説明もありました。15ページのまちづくり推進費、それから説明の地域活性化起業人負担金、コミュニティ助成金とこういうことであります。先ほどの議論もお聞きしました。その中で、この企業の人材の中で、やはり行政の個人情報などの程度守られていくのか、保護されていくのかというふうな点についてですね、危惧するわけなんです、例えば派遣をしていただくということなんで、その来られる人は企業の職員であるというふうなことであります。そうした中で、白浜町内の町民の情報がどれだけ漏洩するのか、その対応についてお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

派遣契約には必ず守秘義務というものが明記されております。

また、起業人につきましては、基幹システムへの権限であるとか外部の情報というのは、今のところ与えないような形で進めてございますので、情報漏洩という部分については心配しておりませんし、先ほど冒頭言うたように守秘義務というのは必ず守っていただくというのが基本になりますので、この辺りは大丈夫かというふうには考えてございます。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

デジタル化ということでは、僕らも末端っていうんか、住民にとってええ部分というのはあると思うんです。やはり今までのいろんな報道などによりますとね、個人情報が流出されたりですね、銀行の業務が停止されたり、そのときにどのような対応、損害ちゅうんかね、個人の損害が守られていくのかというようなことの中では、何年か前に株式会社ベネッセコーポレーションがですね、顧客の個人情報を流出したというふうなことがありましたけど、日本はなかなかそういう点について、なかなか補償していきにくい、1件500円だったそうでもありますけれども、諸外国ではそんなこと考えられんと、やっぱりきちんと管理をしていく、そういう情報が流出しない、そういう監査をしていくというような独立した機関もあ

る国もありますし、今の中で安易にこうしたことをもうちょっと個人情報保護というのをもっと前面にだしてね、いくべき違うのかなというふうなことも思いましたんで、質問させていただきました。

○議長 長
番外 総務課長 寺脇君

○番外 (総務課長)

住民の情報というのは、役場のほうは基幹システムのほうで全て管理してございますので、そこを見る権限というのは与えることを考えてございませんので、住民の情報漏洩というのは考えられないかなと、いうふうには今のところ考えておるところでございます。

○議長 長
10番 小森君

○10番

先ほどの黒田議員の関連ですけれども、最初に私、課目が間違っましてすみませんでした。

実は、中学校の外部の部活動指導員について先ほどお伺いしたかったわけでした、ちょっと私のほうこそ課目が間違っましてすみません。

今、黒田議員からおっしゃられましたけど、これ今回の補正ですけれども、年度としましては4月からスタートしてるんですけれども、どうして今の時期にこの会計年度任用職報酬(2人)が計上されたんでしょうか。

もし、よろしければそのいきさつといいましようか、何かここに至った経緯を説明していただければと思います。

○議長 長
番外 教育次長 廣畑君

○番外 (教育次長)

当初ですね、学校の教員が武道を専門的に教え、例えば剣道なり柔道なり、新年度の時点で教える先生がいらっしゃればよかったんですけれども、今回は、例えば富田中学校の剣道部であったり、武道を専門的に教える教員が不在で、現状は剣道経験がない先生が顧問としていらっしゃるんです。4月にいる、いないというのが不明でしたので、今回急遽補正で上げさせてもらった次第でございます。

○議長 長
10番 小森君

○10番

今回こういうふうな形ですね、取り組んでいただいて非常に保護者にとってもですね、子供たちにとっても有り難いことでこれも感謝です。

先ほどの説明でもありましたように、武道に限定してるということは大事なんですけど、それ以外の運動もですね、やはりけがと様々な事故等が起こり得ます。ご存じのようにですね、国は2023年から2025年にかけて公立中学校の運動部の活動を地域に移行するような取組もされてます。特に直近では6月6日にですね、スポーツ庁の有識者会議等々でその方向性について会議がもたれました。やっぱり今後ですね、武道に限らず他の武道、運動部、他の部活に関してもですね、やはり、その専門性を持っていない教師が顧問とか引率する場合も当然起こり得ます。

これは今回の緊急的な措置ではなくてですね、次年度に向けてですね、やっぱりそういうことも含めて、白浜町としては子供たちのそういう健全な育成を考えると、やはり考えていけないんじゃないかなと私思ひまして、ちょっと質問させていただいたんですけども、もしよろしければ一言教育長か町長、お願いいたします。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今議員がおっしゃるとおりですね、国のほうも部活動は学校の教員の仕事ではなくて、地域に、特に土日の指導については地域へということで、ここ数年の中で今後4、5年ぐらいの間ですね、大きく変わってくる可能性がございます。そんな中、指導者の、果たしてその地域で指導者がいるのかいないのかという課題等もございますけれども、もちろんそういった国の動向を注視しながら私どもの町も取り組まなあかんと思ってるんですけども、現状どのスポーツクラブに対して外部指導を行うとか明確な基準はないんですけども、当面、町においては、特に専門的な知識がなかったらクラブの指導ができないというふうな形で、今回より継続して行っていきたいと思うんですけども、今回2種目についての予算を上げさせてもらってございます。

また、十分国の動向等注視しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

10番 小森君

○10番

最後に、なぜそこまで言いますかといいましたら、古いですね、外部指導員制度2012年か2013年に始まった制度では、技術を指導することはできても大会等に引率することはできなかったと。それはどうしても担任の引率ということが前提だったんですけども、昨今、2019年か何かでこういう活用が文部科学省の中で改定されてですね、こういうふういきちと任用、活用というか、準職員じゃないですけど、引率も公式戦とかの試合とかの引率も十分対応できるようなことになってきてますので、やはり全国的にこういうふうな制度を活用して運用している自治体もありますから、ぜひ今回のことだけじゃなくてですね、そういうことも含めて、これは一方では教師の働き方改革につながると思いますので、ぜひそういうことも白浜町は広げてですね、取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今議員からおっしゃっていただいて、実際この会計年度任用職というふうにさせてもらったのは、試合等に引率できるという立場、実際、教員の先生も行かれるとは思うんですけども、会計年度任用職にしたというのは引率もできるということで、そのようにさせていただいたところでございます。

現在もボランティアでは指導いただいているところもございますが、そういった方は試合には引率できないということになっておりますので、そのようにさせてもらいました。

以上です。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

1点だけお願いいたします。ひょっとしましたら、提案理由の補足説明ですね、されてたかも分かりませんが、ちょっと教えていただきたいと思います。

予算書の15ページの目5の財産管理費、これの節12の委託料で町有地測量委託料と載っています。その上に、雑木等の伐採の委託料、これは別々の土地のことかというのと、町有地の測量委託というのは、先ほど議案ででてました川添の中学校の跡地、解体した後に消防車庫かなんか建たれると、そのひょっとしたら測量の委託料を計上したあんのかなと思ったんですけども、そこら辺ちょっと教えてください。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

まず1点目の雑木伐採委託料の100万円につきましては、湯崎地内の急傾斜地崩壊危険区域に指定されている町有地に自生しております樹木が隣接者の住宅に迫り、急不時に建物への影響が懸念されることから、これらの樹木の伐採を要望されておりましたので、これについて伐採を行うものでございます。

また、次にこの2つ目の町有地測量委託料104万円につきましては、寒さ浦土地、旧の白浜警察署跡になるんですけども、そちらの整備工事ということになってございます。ですから、両方別になります。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

寒さ浦の白浜警察署の跡地はたしか県有地から町有地になった、どこかのとこと交換して白浜町の町有地になったんですか。

白浜警察署のだったら、とっくにもう測量とかそこら辺済んだあったんちゃうん。済んでなかったん。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

もともとは町有地でございます、県のほうに白浜警察署の施設ということでお貸しをしておったということでございます。

○議 長
3番 溝口君

○3 番

そしたら、それがどういうことか、測量がなされてなかったから今回すると。測量するということは、何かひょっとした、跡地の売却とか、そういった予定があるのかなと推測するんですけども、ずっとそういったことにつながっていくんですか。

○議 長
番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

これにつきましては、今後、町有地でございますし、こちらは公図混乱のため将来に備えまして、そういった進出企業等がございましたら、そういうときに備えまして測量をしておくものでございます。

○議 長

9番 松田君

○9 番

時間があれなんですけど、子宮頸がんワクチンのところのちょっと教えていただきたいんですけど、実施方法等で個別通知をされるということになってますけど、スケジュール的になどのお考えでされるんですか。

よろしくをお願いします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま松田議員から子宮頸がんワクチン接種事業について、ご質問いただきました。今後のスケジュールといたしましては、標準的対象者中学校1年生から高校1年生、それからキャッチアップ接種対象者17歳から25歳の方につきましては、7月からご案内をさせていただきます。

その案内の中には、接種対象者ごとに文言は違うんですけれども、そういう形で接種事業を取り組んでいきたいと考えております。

それから、すみません、先ほどの水上議員のご質問いただいたところで、白浜町での接種の健康被害の症例というところなんですけれども、これはなかったのかというところで、これにつきましてはございませんでした。

それから、ワクチン接種できる医療機関につきましては、県内で一括してワクチン接種の契約をいたしますので、そこに載っている医療機関でワクチン接種をしていただくという形になります。

それから、これまで接種をした人につきましては、先ほど私は想定人数ということで人数のほうを答弁させていただきましたが、実際の人数につきましては、町としては把握できていないところでありますので、これからまたご案内を送らせてもらう中に、既に接種を自費でされた方につきましては、そういう助成制度のご案内も一緒に送らせていただきまして、申入れをしていただくというところになります。

以上です。

○議 長

9番 松田君

○9 番

ありがとうございます。最後に接種希望者の見込みなんですけど、どのぐらいお考えですか。

よろしくお願いたします。

○議 長

番外 住民保健課長 泉君

○番 外（住民保健課長）

ただいま松田議員から接種希望者の見込みについてご質問いただきました。参考資料にありますように、対象者、標準的接種対象者につきましては298人。想定といたしましては、約20%というところで125人を想定しております。

それから…。すみません、標準的接種対象者につきましては、30%を想定しておりますので90人でございます。

それから、キャッチアップ対象者につきましては、20%を想定して125人というところで、これはあくまでも想定になりますので、これより若干多くなるか少なくなるかということは、また今後ご案内させていただきまして状況等を見てみたいと思います。

以上です。

○議 長

その前に答弁漏れがございます。

○議 長

番外 総務課長 寺脇君

○番 外（総務課長）

先ほど、堅田議員のご質問で答弁漏れございましたので答弁させていただきます。

今回、派遣していただく方は30代半ばの男性の方で東京本社からの派遣となっております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

5番 廣畑君

○5 番

私はこの補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行います。

諸外国では、デジタル化を進めていく中で個人情報取扱いを監督する独立行政機関である個人データ保護局を設置し、民間、行政を問わず、データ利用を監視しています。我が国は、まだそういったことすら取り組もうとされていません。個人情報の漏洩が危惧されるために、反対をいたします。

○議 長

次に賛成討論ございますか。

（なしの声あり）

○議 長

次に再度、反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

次に再度、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。

これより議案第56号について、採決いたします。

議案第56号について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第57号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号) 議定について

○議 長

日程第14 議案第57号 令和4年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第57号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第58号 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第15 議案第58号 令和4年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第58号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第59号 令和4年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第16 議案第59号 令和4年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第59号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第60号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定について

○議 長

日程第17 議案第60号 令和4年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中でございますが、暫時休憩します。

(休憩 11時24分 再開 11時40分)

○議 長

再開します。

水上議会運営委員長より報告を行います。

8番 議会運営委員長 水上君

○8 番

それでは、休憩中の議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

当局から、1件の追加議案の提出がありお手元に配布しております。

追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

ただいま委員長より報告が終わりました。

当局から1件の追加議案の提出がありました。

追加議案1件については、本日は提案理由の説明にとどめたいと思います。

お諮りします。

ただいま当局から提出ありました議案第61号を日程に追加し、追加日程第19として、日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号を日程に追加し、日程の順序を変更しただちに議題とすることに決定しました。

(18) 追加日程第19 議案第61号 令和4年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定について

○議 長

令和4年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定についてを議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第61号 令和4年度白浜町一般会計補正予算(第4号)議定につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に1億9,150万円を追加し、歳入歳出予算総額を122億3,315万円と決めました。

今回の補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました庁舎等公共施設感染症対策事業、地域交通事業等確保維持支援事業、ワーケーション促進事業、公衆浴場等感染症対策事業、燃油価格高騰対策事業、向平キャンプ村感染症対策事業、救急等活動資機材購入事業、社会教育施設感染症対策事業、学校給食費負担軽減事業等に係る経費、また住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業等にかかる経費を計上させていただいたところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した生活支援事業としましては、水道料金減免事業等を9月定例会に条例改正も併せて提案する予定として検討しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き状況を注視し、必要な施策に鋭意取り組んでまいります。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 寺脇君

○番 外(総務課長)

議案第61号 令和4年度白浜町一般会計補正予算（第4号）議定について、議案書（P.44～45）に基づき、説明した。

○議 長

以上で補足説明が終わりました。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会とし、次回は明日6月22日水曜日午前10時に開会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 正木 秀男は、11時56分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和4年6月21日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員